



16b)に連結されており、かつさらに前記第一および/または第二の通路(14, 15)も規定していることを特徴とする請求項5に記載の燃焼装置(1)。

【請求項7】

少なくとも前記第二の通路(15)を規定するために、第二のプレート(16b)が貫通孔を有しており、第三のプレート(16c)が貫通スロットを有していることを特徴とする請求項6に記載の燃焼装置(1)。

【請求項8】

小室(17)を規定している前記孔が非貫通孔であることを特徴とする請求項3に記載の燃焼装置(1)。

【請求項9】

前記第一のプレート(16)がスペーサグリッドを規定しており、このスペーサグリッドが第一および第二壁部(11, 12)の間に置かれ、小室(17)を規定していることを特徴とする請求項2に記載の燃焼装置。

【請求項10】

前記小室が非貫通孔により規定されており、この非貫通孔が第一の壁(11)および/または第二の壁(12)内に加工されていることを特徴とする請求項1または2に記載の燃焼装置。

【請求項11】

前記第二の通路(15)が第一の通路(14)と、同じ前記小室(17)の側に開口していることを特徴とする請求項1に記載の燃焼装置。

【請求項12】

各々の燃焼装置(1)の小室(17)が同じ寸法を有していることを特徴とする請求項1に記載の燃焼装置。

【請求項13】

各々の燃焼装置(1)の小室(17)が異なる寸法を有していることを特徴とする請求項1に記載の燃焼装置。

【請求項14】

再燃焼装置であり、かつノズル(8)を備えた混合管(2)と、前記混合管の下流部と、前記混合管から供給されるように配置された燃焼室(3)を有しており、前記部分(9)が混合管部分および/または燃焼室部分であることを特徴とする請求項1に記載の燃焼装置。

【請求項15】

小室(17)が各々、单一の第二の通路(15)に接続していることを特徴とする請求項1に記載の燃焼装置。